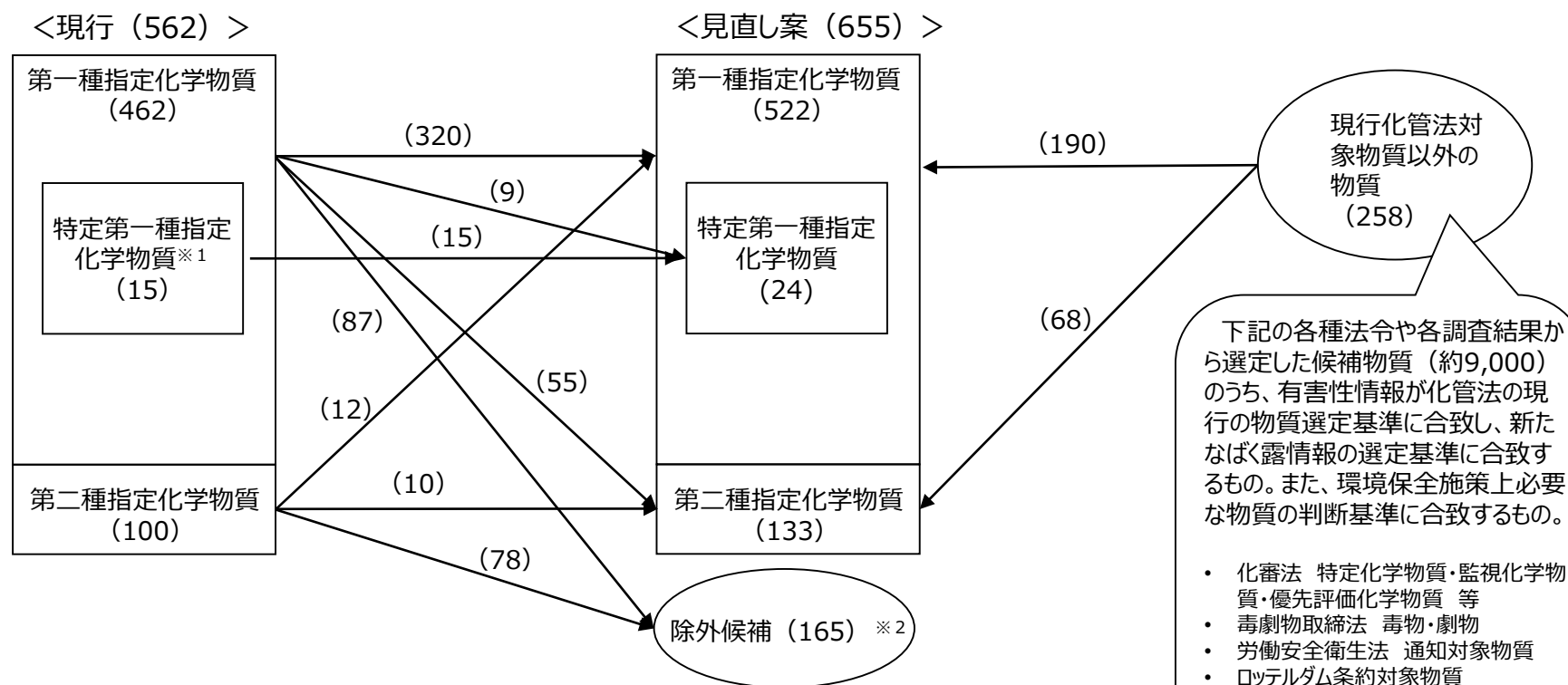


見直しによる化管法対象物質数の概況（書面審議後5月1日）

- 化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は655物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は24物質

（数字は物質数を示している）



下記の各種法令や各調査結果から選定した候補物質（約9,000）のうち、有害性情報が化管法の現行の物質選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致するもの。また、環境保全施策上必要な物質の判断基準に合致するもの。

- ・ 化審法 特定化学物質・監視化学物質・優先評価化学物質 等
- ・ 毒劇物取締法 毒物・劇物
- ・ 労働安全衛生法 通知対象物質
- ・ ロッテルダム条約対象物質
- ・ 農薬取締法 登録農薬 等
- ・ 自治体条例対象物質
- ・ 諸外国におけるPRTR対象物質
- ・ 内分泌かく乱作用を有することが推察される物質

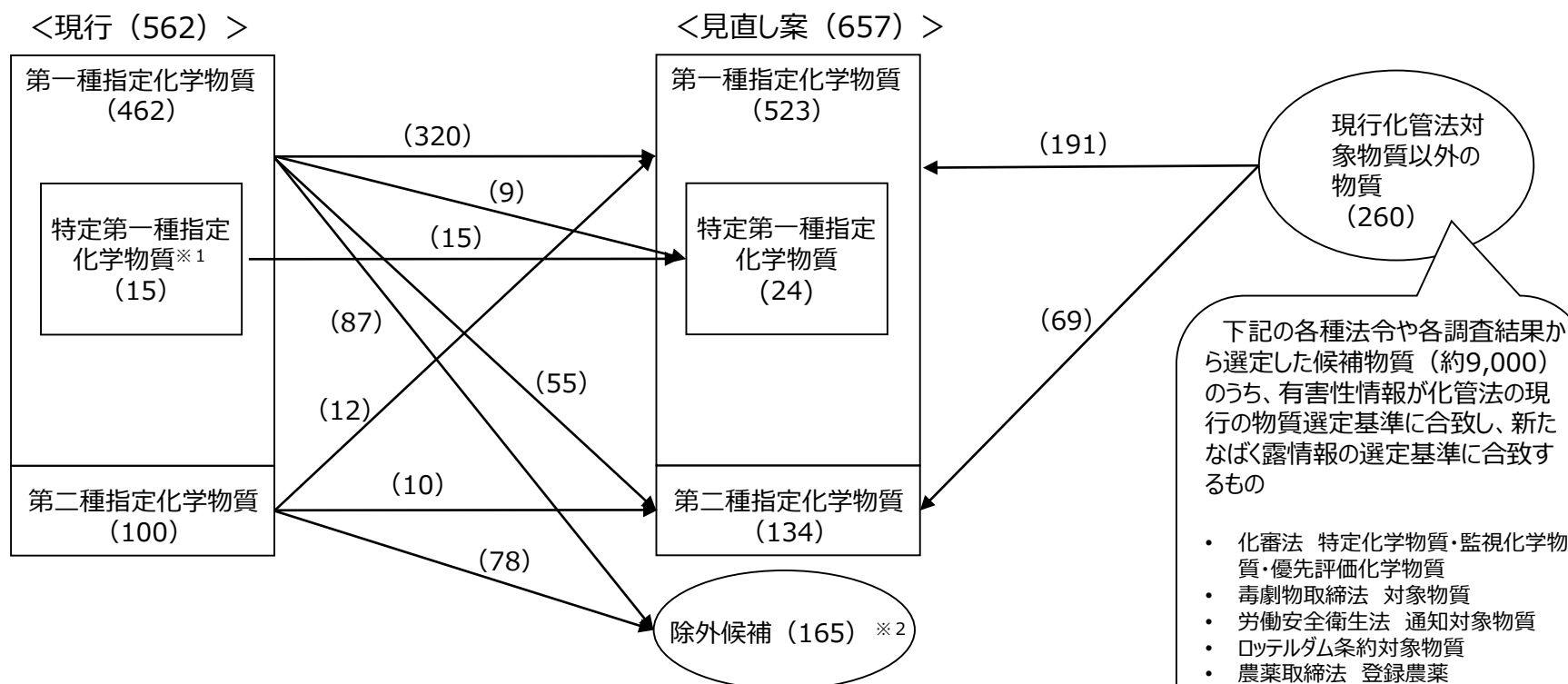
※1：特一は、現行では「発がん性がクラス1（13物質）」、「生殖毒性がクラス1（2物質）」及び「変異原性がGHSクラス1A（該当なし）」、見直し案では現行に加えて「発がん性がクラス1（7物質）」、「生殖毒性がクラス1（鉛）」及び「生態影響からの指定（有機スズ化合物のうちトリブチル酸化スズ）」を対象としている。

※2：最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないもの、及びばく露が小さい（排出移動量、推計排出量または製造輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計の実績がないもの）を対象としている。

(参考) 見直しによる化管法対象物質数の概況 (書面審議時4月10日)

- 化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は657物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は24物質

(数字は物質数を示している)



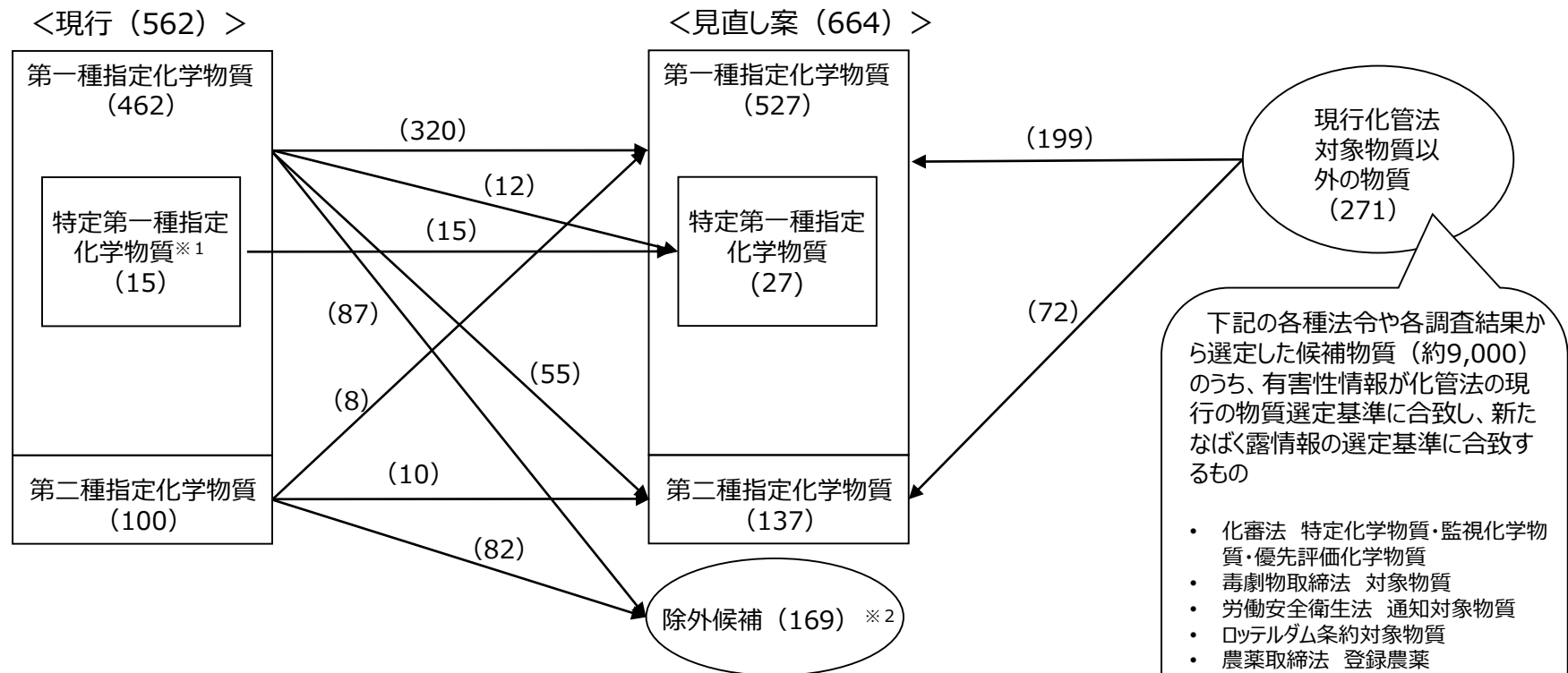
※1：特一は、現行では「発がん性がクラス1 (13物質)」、「生殖毒性がクラス1 (2物質)」及び「変異原性がGHSクラス1A (該当なし)」、見直し案では現行に加えて「発がん性がクラス1 (7物質)」、「生殖毒性がクラス1 (鉛)」及び「生態影響からの指定 (有機スズ化合物のうちトリブチル酸化スズ)」を対象としている。

※2：最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないもの、及びばく露が小さい (排出移動量、推計排出量または製造輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計の実績がないもの) を対象としている。

(参考) 見直しによる化管法対象物質数の概況 (パブコメ時2月25日)

- 化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は664物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は27物質

(数字は物質数を示している)



※ 1 : 特一は、現行では「発がん性がクラス1 (13物質)」、「生殖毒性がクラス1 (2物質)」及び「変異原性がGHSクラス1A (該当なし)」、見直し案では現行に加えて「発がん性がクラス1 (11物質)」、「生態影響からの指定 (有機スズ化合物)」を対象としている。

※ 2 : 最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないもの、及びばく露が小さい (排出移動量、推計排出量または製造輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計の実績がないもの) を対象としている。